

「おとり広告」の掲載はトラブルの元! 必読

近年、不動産の「おとり広告」に対するエンドユーザーの意識が高くなっています。成約した物件をメンテナンスせず、そのまま掲載していた場合は「おとり広告」とみなされ、エンドユーザーや不動産会社間のトラブルになる恐れがあります。また、「申込済み」の物件も通常は契約に至るため、直ちに非公開にする必要があります。

「不動産の表示に関する公正競争規約」(以下、表示規約) 第21条では以下の内容を「おとり広告」として禁止しています

- ① 物件が存在しないため、実際には取引することができない物件に関する表示
- ② 物件は存在するが、実際には取引の対象となり得ない物件に関する表示
- ③ 物件は存在するが、実際には取引する意思がない物件に関する表示



おとり
広告

「おとり広告」の掲載は重大な表示規約違反です。不動産公正取引協議会から違約金課徴され、当社を含めた不動産情報サイト*への広告掲載が原則として1カ月以上停止となる厳しい措置を受けることがあります。

*対象サイト数は、(公社)首都圏不動産公正取引協議会:11サイト、(公社)近畿地区不動産公正取引協議会:9サイト、(一社)九州不動産公正取引協議会:7サイトです。

「おとり広告」の
掲載を防止する
ためには…

- ① 広告の新規公開時や更新時には、物件ごとに募集状況や取引条件をご確認ください。
アットホームでは、週に1回以上のメンテナンスを推奨しています。
- ② 公開物件に対して、管理が可能な人数でしっかりとチェックを行ってください。
アットホームでは、1人につき100物件以内を推奨しています。

元付会社さまへの掲載確認を必ず行ってください

元付会社さまから「掲載許可を出していないのに、アットホームに他社から物件が掲載されている」とお問い合わせをいただくことがあります。物件情報を転載する際に確認を怠ると、トラブルに発展することもあります。転載にあたっては、必ず元付会社さまに以下の①～④の確認を行っていただくようお願いいたします。

ご確認ください

- ① 最新の募集状況
- ② 最新の物件情報(賃料や条件など)
- ③ 媒体毎の掲載可否
- ④ 転載内容(概要や間取り図など)

ATBB(不動産業務総合支援サイト)の物件登録時には、「先物区分」欄への元付会社情報の登録をお願いします。

先物区分 案件 ?	<input checked="" type="checkbox"/> 先物物件
	元付会社名 <input type="text" value="〇〇〇不動産株式会社"/>
	先方担当者 <input type="text" value="山田さん"/>
	TEL <input type="text" value="03-0000-0000"/>
	確認日 西暦 <input type="text" value="2019"/> 年 <input type="text" value="3"/> 月 <input type="text" value="15"/> 日 <input type="button" value="本日"/>
	確認方法 <input type="text" value="FAX"/>

登録時のご注意

「先方担当者」には、元付会社さまの担当者名をご登録ください。「担当者」「男性」「女性」といった登録や「\\」「♪」などの記号の登録、ご自身の名前の登録は不可です。

★上記TOPIC1は、ポータルサイト広告適正化部会(*)が統一テーマにて発信しております。

*同部会参加会社 アットホーム株式会社、株式会社CHINTAI、株式会社LIFULL、株式会社リクルート

*同部会については、公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会ホームページよりご確認いただけます。https://www.sfkoutori.or.jp/portal_bukai/

★上記TOPICは、「アットホーム全国不動産情報ネットワーク利用約款」の細目規定として適用しています。